給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の内容

この通知書は、特別徴収義務者（給与支払者）を通じて配布されます。
この通知書を再発行することはできません。紛失した場合で所得額等を証明する必要がある際は、課税証明書を申請してください。

【所得】
所得は、収入金額から必要経費に相当する額を差し引いて計算します。

ア：給与所得者は、必要経費に代わるものとして、収入金額に応じて控除額を計算します。給与収入額から給与所得控除額及び所得金額調整控除額を引いた額が給与所得です。

イ：主たる給与以外の合計所得があれば、その合計額が表示されます。

ウ：「主たる給与以外の合算所得区分」の該当箇所に『＊』印が入ります。

エ：**総所得金額①**は給与所得とその他の所得額を合算したものを表示しています。（アイ）

【課税標準】
税額計算の基礎となる額です。すべての所得を合算して所得割を計算する「カ　総合課税」と他の所得と区別して特別な方法で計算する「キ　分離課税」を表示しています。

カ：**総所得③**は総所得金額①から所得控除合計②を差し引いた額を表示しています。（エオ）
（1,000円未満切り捨て）

キ：分離課税

山林所得	山林の伐採または譲渡による所得
分離短期譲渡	土地建物等の譲渡による所得（5年以下保有）
分離長期譲渡	土地建物等の譲渡による所得（5年超保有）
株式等の譲渡	株式等の有価証券の譲渡による所得
上場株式等の配当等	申告分離課税を選択して申告した上場株式等の配当所得
先物取引	先物取引をし、差金等決済をしたときの所得

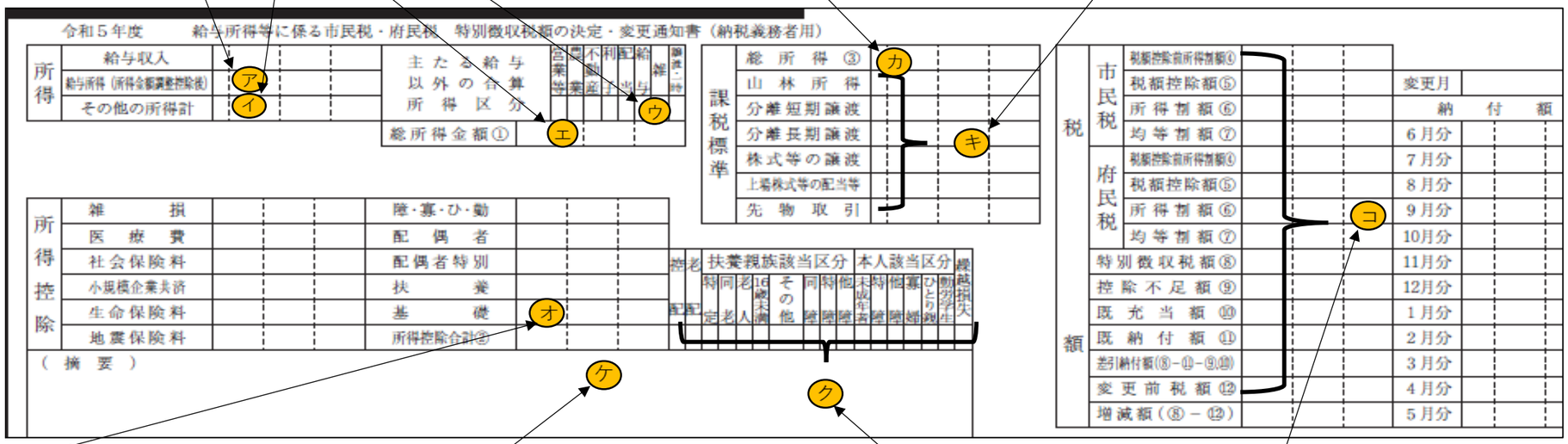

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住所		宛名番号

市府民税に関するお問い合わせの際は、ご自分の通知書に記載された**指定番号と宛名番号**をお伝えください。

オ：**所得控除合計②**は所得控除の合計額を表示しています。
所得控除は、下記の種類に対して一定の要件で所得金額から差し引きます。

ケ：**（摘要）欄**には、住宅借入金等特別控除額、寄附金税額控除額（ふるさと納税等）が表示されます。

所得控除の種類と表示内容

雑損	雑損控除額	所得控除内容については、通知書裏面に記載しています。
医療費	医療費控除額	
社会保険料	社会保険料控除額	
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除額	
生命保険料	生命保険料控除額	
地震保険料	地震保険料控除額	
障・寡・ひ・勤	障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除額	
配偶者	配偶者控除額	
配偶者特別	配偶者特別控除額	
扶養	扶養控除額	
基礎	基礎控除額	

ク：人的控除等の内訳（該当時「＊」又は人数）

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者がいる場合*を表示	未成年者	未成年者の場合*を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合*を表示	特障	特別障害者の場合*を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	他障	普通障害者の場合*を表示
同老	同居老親等の人数を表示	寡婦	寡婦の場合*を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示	ひとり親	ひとり親の場合*を表示
16歳未満	16歳未満の扶養親族の人数を表示	勤労学生	勤労学生の場合*を表示
その他	一般扶養親族の人数を表示		
同障	同居特別障害者の人数を表示		
特障	特別障害者の人数を表示		
他障	普通障害者の人数を表示		
繰越損失		繰越損失がある場合*を表示	

コ：税額

税額控除前所得割額④	課税所得金額に税率を乗じて計算します。
税額控除額⑤	調整控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除（ふるさと納税等）、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の合計額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④－税額控除額⑤
均等割額⑦	市民税3,500円・府民税1,800円（府民税には森林環境税を含んでいます）
特別徴収税額⑧	所得割額⑥＋均等割額⑦
控除不足額⑨	所得割額から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額
既充当額⑩	税額不足額⑨のうち、特別徴収税額⑧に充当した額
既納付額⑪	すでに納付された（納付すべき）額
差引納付額（⑧－⑪－⑨、⑩）	給与から差し引かれる税額
変更前税額⑫	税額変更等があった場合の変更前税額
増減額（⑧－⑫）	税額変更等があった場合の増減した税額
変更月	税額変更があった場合の変更月

市府民税と所得税では、所得控除の額が異なるため、源泉徴収票や確定申告書とは一致しない場合があります。